

## 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が利用者に説明すべき内容は次の通りです。

### 1. 施設の目的及び運営の方針

#### (1) 運営主体（事業者の概要）

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 事業者の名称  | 学校法人渡辺学園                  |
| 事業者の所在地 | 〒173-8602 東京都板橋区加賀 1-18-1 |
| 事業者の連絡先 | (電話番号) 03-3961-5226       |
| 代表者氏名   | 理事長 菅谷 定彦                 |

#### (2) 施設の概要

|            |  |     |     |     |     |     |     |
|------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 種別         | 保育所  |     |     |     |     |     |     |
| 名称         | 東京家政大学かせい森のおうち   |     |     |     |     |     |     |
| 所在地        | 〒350-1398 埼玉県狭山市稲荷山2丁目15番1号  |     |     |     |     |     |     |
| 連絡先        | (電話番号) 04-2952-1625<br>(FAX番号) 04-2955-6900  |     |     |     |     |     |     |
| 園長氏名       | 高江洲 利香   |     |     |     |     |     |     |
| 開設年月日      | 平成26年4月1日  |     |     |     |     |     |     |
| 利用定員       | 0歳児  | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計  |
|            | 3人   | 8人  | 11人 | 12人 | 13人 | 13人 | 60人 |
| 当園の基本理念・方針 | <p>●保育目標<br/>「あかるく のびのび げんきな子」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 こころもからだも健康な子ども</li> <li>2 友だちと楽しく遊べる子ども</li> <li>3 美しいものを美しいと感じる子ども</li> <li>4 自分を大切にし、誇りをもつ子ども</li> </ol> <p>●保育理念<br/>0歳から就学前までの子育てを総合的に支援する子どものしあわせと育ちをなによりも大切に、子ども一人ひとりの生きる力をこころを込めて育てる。</p> <p>●保育方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一人ひとりを大切にする保育</li> <li>2. 知育・徳育・体育・食育のバランスを大切にする保育</li> <li>3. 人との関係を豊かに持てる保育</li> </ol> |     |     |     |     |     |     |

|  |  |
|--|--|
|  | 4. 生きる力を育てる保育<br>5. 豊かな感性と創り出す力を育てる保育<br>6. 生命を大切に作る保育 |
|--|--|

### (3) 施設の概要

|    |      |                                     |
|----|------|-------------------------------------|
| 敷地 | 敷地全体 | 2,022.79 m <sup>2</sup>             |
|    | 園庭   | 1,000.00 m <sup>2</sup>             |
| 園舎 | 構造   | 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造<br>陸屋根 7階建て、1階 |
|    | 延べ   | 1,022.79 m <sup>2</sup>             |

### (4) 主な設備の概要

| 設備          | 部屋数 | 備考                               |
|-------------|-----|----------------------------------|
| 保育室 0歳児     | 1室  | ほふく室 乳幼児沐浴室 調乳室                  |
| 保育室 1歳児     | 1室  |                                  |
| 保育室 2歳児     | 1室  |                                  |
| 保育室 3.4.5歳児 | 2室  |                                  |
| 子ども用トイレ     | 3室  |                                  |
| 調理室         | 1室  |                                  |
| ランチルーム      | 1室  |                                  |
| 事務室         | 1室  |                                  |
| 医務室         | 1室  |                                  |
| オープンスペース    | 1室  |                                  |
| その他         | 1室  | ロッカールーム 玄関 大人用トイレ 倉庫<br>外部トイレ 廊下 |

### (5) 職員体制 (令和4年1月1日 現在)

| 職種  | 員数  | 常勤  | 非常勤 | 備考     |
|-----|-----|-----|-----|--------|
| 園長  | 1人  | 1人  | 人   |        |
| 副園長 | 1人  | 人   | 1人  | 大学教員兼任 |
| 主任  | 1人  | 1人  | 人   |        |
| 保育士 | 16人 | 12人 | 4人  |        |

|       |       |       |     |  |
|-------|-------|-------|-----|--|
| 管理栄養士 | 2 人   | 2 人   | 人   |  |
| 調理員   | 2 人   | 人     | 2 人 |  |
| 事務職員  | 1 人   | 人     | 1 人 |  |
| 合計    | 2 4 人 | 1 6 人 | 8 人 |  |

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

|        |                   |  |  |
|--------|-------------------|--|--|
| 提供する曜日 | 月曜日から土曜日まで        |  |  |
| 保育時間   | 保育標準時間            | 7時00分～18時00分（11時間）                                   |  |
|        | 保育短時間             | 8時30分～16時30分（8時間）                                    |  |
| 延長保育   | 保育標準時間            | 朝：なし<br>夕：18時00分～19時00分                              |  |
|        | 保育短時間             | 朝：7時00分～8時30分（利用には条件あり）<br>夕：16時30分～19時00分（利用には条件あり） |  |
| 開所時間   | 月～土曜日             | 7時00分～19時00分   |  |
|        | 土曜日保育             | 利用には条件あり   |  |
| 休業日    | 日曜日・祝日            |  |  |
|        | 年末年始（12月29日～1月3日） |  |  |

(7) 利用料等

|                  |                             |                         |        |
|------------------|-----------------------------|-------------------------|--------|
| 利用者負担<br>(月額保育料) | 利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料） |                         |        |
| 実費徴収             | 給食費（3歳児クラスから園で集金）           | (1月当たり)                 | 7,000円 |
|                  | 連絡帳代（半額は園負担）                | (1冊当たり)                 | 200円   |
| その他              | (延長保育に係る費用)                 | (1回当たり)                 | 400円   |
|                  |                             | (1月当たり)                 | 4,000円 |
|                  |                             | 7時～8時30分<br>(短時間保育のみ)   | 400円   |
|                  |                             | 16時30分～18時<br>(短時間保育のみ) | 400円   |

|                             |                               |       |            |
|-----------------------------|-------------------------------|-------|------------|
|                             | 園外保育・お泊り保育等実費負担分              | 実費分のみ | 費用を等分割して集金 |
|                             | 日本スポーツ振興センター災害共済費<br>(半額は園負担) | 一人当たり | 210円       |
| 消費税や物価の高騰により、料金変動することがあります。 |                               |       |            |

## (8) 提供する特定教育・保育の内容

保育所保育指針、保育理念に基づき乳幼児一人ひとりの発育・発達に応じた丁寧な保育を行います。

### ① 年間保育計画

| 年齢 | 年間保育目標                                    |
|----|---|
| 0歳 | 一人ひとりの生活リズムを整え基本的な生活習慣を養う                 |
| 1歳 | 安心できる保育者との関係の下で自分でしようとする気持ちが芽生える          |
| 2歳 | 保育者を仲立ちとして友だちと一緒に遊んでかかわりあう楽しさを感じる         |
| 3歳 | 保育者や友達と遊ぶ中で自分のしたいこと、言いたい事を言葉や行動で表現する      |
| 4歳 | 保育者や友達と一緒に遊びながらつながりを広げ集団としての行動ができるようになる   |
| 5歳 | 生活や遊びの中で一つの目標に向かい力を合わせて活動し達成感や充実感をみんなで味わう |

### ② 給食等について

- ・子どもたちの心身の発育・発達に配慮した食事（昼食・おやつ）を提供します。
- ・日本食を中心に、子どもたちが幅広い食材や調理法、食文化に触れられるように、食事内容や環境に配慮します。

#### <給食の提供にあたって>

- ・献立表は毎月別途お知らせします。
- ・給食は自園調理です。

## <アレルギー対応>

- ・主治医の診断に基づいた生活管理指導表もしくは診断書に則り、園の嘱託医、看護師、管理栄養士と協議をし、給食提供の対応を決定します。一年に一度は医療機関を受診し、生活管理指導表の再提出をお願いします。
- ・給食の提供は、誤食・誤飲等重大な事故を予防するために、原因食物の完全除去を基本とします。重症の食物アレルギー等、給食での対応が難しい場合は、代替食やお弁当を持参していただきます。
- ・除去食変更時は主治医の診断に基づいた生活管理指導表の再提出、除去食解除時は保護者が記入した除去解除申請書を提出ください。
- ・アレルギー症状の治療のために、内服薬やアドレナリン自己注射薬を処方されている場合は、保護者・嘱託医・看護師との十分な協議の上、管理方法を決定します。

## (9) 年間行事予定

| 月   | 行事内容                                 |
|-----|--------------------------------------|
| 4月  | 入園式                                  |
| 5月  | 児童健康診断、保護者会、保護者交流会、引き渡し訓練            |
| 6月  | 歯科検診                                 |
| 7月  | 七夕、お泊り保育                             |
| 8月  |                                      |
| 9月  | ようこそおじいさんおばあさんの会                     |
| 10月 | 運動会、児童健康診断、ホームカミングデイ(卒園児)            |
| 11月 | 個人面談、いもほり                            |
| 12月 | 子ども劇場、クリスマスバイキング                     |
| 1月  |                                      |
| 2月  | 節分豆まき、お店屋さんごっこ                       |
| 3月  | ひなまつり、新入園児説明会、お別れ遠足、お別れバイキング、移行式、卒園式 |

- ・個人面談は、希望に応じて随時お受けいたします。
- ・子育て及び食事等のご相談もご希望に応じて随時行います。
- ・年間を通して日本の伝統文化や季節感を大切にして行事や保育を心掛け、生活の中に豊かに取り入れていきます。
- ・一人ひとりの子どもの誕生日をご家族と一緒に祝いします。
- ・避難訓練は月1回行います。

- ・身体測定は月に1回行います。
- ・ご家庭との連携を大切にし、保育参加は一年を通してご希望を受け付けます。

### (10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

#### 【2号・3号認定子ども（保育認定）】

|              |  |
|--------------|--|
| 利用者の決定       | 市が行う利用調整による  |
| 退園理由         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）</li> <li>・保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul> |
| 利用に当たっての留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本園の入園にあたっては、入園見学または説明会などで本園の教育・保育理念や方針、内容をよくご理解の上、利用契約を締結ください。</li> </ul>  |

### (11) 嘱託医

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 医療機関の名称 | 東京家政大学 かせい森のクリニック           |
| 医院長名    | 岩田 力                        |
| 所在地     | 〒350-1398 埼玉県狭山市稲荷山2丁目15番1号 |
| 電話番号    | 04-2952-1639                |

### (12) 嘱託歯科医

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 医療機関の名称 | 明海大学 PDI 埼玉歯科診療所          |
| 医院長名    | 鈴木 玲爾                     |
| 所在地     | 〒350-0003 埼玉県入間市豊岡5丁目1番3号 |
| 電話番号    | 04-2963-9021              |

### (13) 緊急時における対応方法

子どもが園で過ごしている間に、健康状態が急変したり、ケガをしたりする等その他緊急事態が生じた際には、保護者が予め指定した緊急連絡先に連絡します。また、東京家政大学狭山保健室に相談し、対処します。病状やケガの状況によっては、施設長もしくは主任、担任、保健室看護師が医療機関での処置が必要であると判断した場合には、保護者へ連絡をした後、こちらで病院を受診し、治療等の処置を受けることもあります。

予めご了承ください。(緊急時は入間川病院小児科で受診します。)

### 【管轄する消防署】

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 消防署名 | 狭山消防署                         |
| 所在地  | 〒350-1333 埼玉県狭山市大字上奥富 1172 番地 |
| 電話番号 | 04-2953-7111                  |

### 【管轄する警察署】

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 警察署名 | 狭山警察署                           |
| 所在地  | 〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山 2 丁目 5 番地 1 |
| 電話番号 | 04-2953-0110                    |

### (14) 非常災害対策

|           |  |
|-----------|--|
| 防火管理者     | 狭山学務部総務課専門主査<br>園長 高江洲 利香                |
| 消防計画届出年月日 | 平成26年4月1日                                |
| 避難訓練      | 年12回以上の消火・防犯訓練を実施<br>(そのうち年1回大学の防災訓練に参加) |
| 防災設備      | 消火器、誘導灯、火災報知器を設備                         |
| 避難場所      | 東京家政大学ロータリー                              |
| 緊急時の連絡手段  | 電話、ママれんメール、狭山市緊急配信システムでの情報提供             |

### (15) 相談・要望・苦情窓口

|            |                  |                              |
|------------|------------------|------------------------------|
| 相談・苦情受付担当者 | 枝 恭子             | 主任                           |
| 相談・苦情解決責任者 | 高江洲 利香           | 園長                           |
| 第三者委員      | 大場 良明 (おおば よしあき) | 電話番号 04-2953-8300<br>狭山市民生委員 |
|            | 菊地 春美 (きくち はるみ)  | 電話番号 04-2954-9819<br>狭山市民生委員 |

### 【要望・苦情等への対応方法】

社会福祉法第82条の規程により、本園では利用者からの相談・苦情に適切に対応します。

●相談・苦情解決の方法

(1) 相談・苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 相談・苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は、内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 相談・苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

(16) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

|       |                  |
|-------|------------------|
| 保険の種類 | 災害共済             |
| 保険の内容 | 日本スポーツ振興センター災害共済 |

(17) 個人情報の取り扱い

本園は、学校法人渡辺学園個人情報の保護に関する規程に基づき、個人情報の保護を図ります。

本園の職員及び職員であった者は、職務上知り得た個人情報を故意に流用したり、第三者に漏洩又は流出させたりすることはありません。

また、区市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用いたします。

(18) その他保護者に説明すべき事項

●園生活について

園生活の詳細につきましては、入園のしおりをよくお読みください。

一人ひとりを大切にされた教育・保育を行っておりますが、集団生活の場でもあり、ご相談の内容によっては各家庭の個別の要望にお応えすることが難しい場合もあります。ご



理解ご協力をお願いします。

●園からの連絡について

掲示板、園だより、ママれんメール、狭山市緊急配信システム一斉メール、各種おたよりで、園からの連絡をお知らせいたします。必ずよくお読みください。

●子どもの健康状態について

集団で生活していますので、感染症に罹りやすくなります。

毎朝検温をする、顔色・食欲をよく見るなど子どもの健康状態に留意していただき、無理をして登園することのないようご注意ください。ご家庭で気になる点があった場合には、必ず職員へお伝えください。

保育中に体調が悪くなったときには、早めに保護者の方へご連絡します。熱が高くなっても子どもの状態を見て、園で過ごすことが難しいと判断した場合には、ご連絡をすることや早めのお迎えをお願いすることがあります。予めご了承ください。

●クラス編成について

子ども一人ひとりの成長発達の過程、経験や人間関係の広がりなどを考慮し、クラス編成を行います。

クラス編成に対する保護者からの個別の要望は反映いたしません。

●大学施設の利用について

かせい森のおうちは、大学キャンパス内にあります。学内は園児だけではなく、大学生、教職員など大勢の人々が過ごしています。大学敷地内は、喫煙・飲酒は禁止されています。ルールやマナーを守って、キャンパスに集う誰もが気持ちよく過ごせますよう、ご協力をお願いいたします。

●車での送迎について

大学キャンパス内の一部分を駐車スペースとして、車での送迎時に使用できます。駐車場として一日通して車を駐車することは出来かねます。また、大学構内に大学生、教職員など大勢が通るため、安全運転で時速 10 キロ以下の徐行をお願いいたします。大学構内での事故に関しては、園では一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

●保育内容や行事内容の変更について

本園では、子ども達の発達や興味関心等を鑑みて、保育内容や行事内容を毎年検討しております。

内容の変更や、行事自体の開催を見直すこともあります。ご了承ください。

●給食費の徴収について

現在のところ、園で集金袋による実費徴収となっております。振り込みの対応が出来かねます。また、今後物価の高騰等の要因により給食費が変更することもあります。給食費は、狭山市立保育園と同様に副食費免除・副食費ありで設定しております。家庭毎の金額変更の交渉は出来かねます。給食費は集金袋を配布してから2週間以内を目処にご提出をお願いいたします。給食費は、収入にかかわらず支払い義務があり、免除となることはありません。

●写真・動画の撮影について

本園では、子どもの成長の姿を、レンズを通さずに、直接見ていただきたいという願いがあります。そのため、園舎内で行われる行事に関して、保護者による撮影を一部ご遠慮いただく行事があります。(代わりに業者や大学教員による撮影の写真・ビデオを販売しております。)また、写真業者や保育者によって撮影した写真を販売することがありますが、保育中に全員の園児を偏りなく撮影することはとても困難です。子どもの写っている枚数に違いがありますことは予めご了承ください。

なお、日常の保育をご覧になったときや登降園時に子どもや他児の写真や名前が書いてあるものを写真に写すことはご遠慮いただいております。

●保護者の意見反映について

ご意見等は事務室前に設置している意見・要望箱へお願いいたします。保育園と保護者が両輪となって、子どもたちの成長を支えていくという園の理念を基本としながら、保育園と家庭との連携を図ることを目的とするという理念を今後も大切にしたいと考えます。子どもたちと共に保護者の皆様にとっての保育園生活も充実し楽しいものとなりますよう、ご協力をぜひよろしくお願いいたします。

●職員の勤務体制について

本園は月曜日から土曜日、7:00から19:00までの12時間開所を行っている関係で教職員がシフト制で勤務します。同じ職員が必ず同じ時間に勤務しているわけではありません。そのため、相談や連絡事項等がありましたら、連絡帳や口頭にてお知らせください。

●土曜日の保育について

土曜日の保育の利用については、合同保育を行っております。子どもの健康や安全を守るために、留意事項をお伝えすることがあります。ご利用希望の方は、予めご相談ください。

●臨時休園について

自然災害やその他子どもの安全を十分に保障することが難しい場合においては臨時に休園する場合があります。

- 本学は保育者養成校でもあるため、学生ボランティアや自校実習生が保育に参加します。
- 本園は大学附属機関であり、大学の研究や広報活動への協力や、自園の研究の一環として、写真・動画の撮影及び使用をさせていただくことがあります。乳幼児保育・教育の発展のため、ご理解とご協力のほど宜しく願いたします。

尚、撮影の際には子どもの園生活や遊びに影響を及ぼさないよう十分に配慮いたします。

また、園のおたよりやクラスだより、保護者会資料など、保護者の皆様に配布する資料については、園での子どもたちの姿をよりよく知っていただくために、子どもの写真を使用させていただきます。SNS等にあげるなど、外部への流出をしないように充分にご配慮いただきますようくれぐれもお願いいたします。

令和6年4月1日改訂